

衆議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）  
守秘義務等に関する誓約書

令和 年 月 日

衆議院 御中

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名



当社は、衆議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）本入札説明書に示す、配付資料に記載された情報（以下「配付情報」）及び閲覧に供される資料に記載された情報（以下「閲覧情報」）の取り扱いについて、次のとおり誓約します。

1. 配付情報及び閲覧情報の漏洩等の事実があった場合は当社が一切の責任を負います。
2. 当社は、あらかじめ定められた閲覧時間が終了した際は速やかに閲覧資料全てを衆議院の担当者に返却します。
3. 当社は、当社の従業員の故意又は過失により配付情報及び閲覧情報が漏洩したときであっても、取扱上の責任を免れません。
4. 当社は、配付情報及び閲覧情報について、当社の従業員で、本事業の検討に関係のある者以外には伝達しません。なお、当社は、本事業の検討に関係ある者に対しても、必要な限度を超えて配付情報及び閲覧情報を伝達しません。
5. 当社の閲覧者が、閲覧情報を閲覧するに当たっては、閲覧場所に撮影等の電磁的複製可能な電子機器を持ち込まず、閲覧情報の電磁的複製を行いません。
6. 当社は、配付資料について、スキャナ、撮影等による電磁的複製を行いません。
7. 当社は、配付資料について、衆議院の指定する期日までに（又は本誓約書の違反等により衆議院が返却を求める場合は当該請求後速やかに）、全て衆議院に返却します。
8. 当社は、コピー機等により複写した配付資料を、衆議院の指定する期日までに（又は本誓約書の違反等により衆議院が廃棄を求める場合は当該請求後速やかに）、全て適切に廃棄します。
9. 当社は、配付及び閲覧により配付情報及び閲覧情報の内容を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報につき、本誓約書各項の規定を遵守させます。
10. 衆議院が必要があると認めたときは、配付情報及び閲覧情報の保全の情報に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
11. 当社は配付情報及び閲覧情報の漏洩、紛失等が発生し、また、それらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、その詳細を速やかに衆議院に報告します。